



業務委託契約について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので、公告します。

令和元年 7月 8日

奈良県地域振興部長 山下 保典



## 1. 業務の概要

### (1) 業務名

無形文化財・選定保存技術伝承・活用事業業務

### (2) 業務の目的

無形文化財・選定保存技術を一般県民に広く周知し理解を深めるため、映像と写真による記録を行い技術の継承・普及を図るとともに、撮影した全ての映像及び写真の整理を行い、アーカイブとして保存する。「地域の新たな魅力」を発見・発信し、「自らが生まれ育った『郷土』への誇り・愛着」を醸成するため、映像と写真について「なら歴史芸術文化村」における展示・教育用素材として活用する。

### (3) 業務の内容

#### 【撮影・編集】

- ①以下の1件について、映像（本人インタビュー含む）と写真を記録し、広報用映像（30秒及び約3～5分程度）及び普及用映像（約30分）を編集する。  
・漆漉紙（吉野紙）製作（国選定保存技術）・・・昆布尊男
- ②撮影計画を作成し、スケジュール管理、シナリオの作成を行うこと。
- ③映像撮影は6日以上、写真撮影は3日以上とする。
- ④映像撮影は、現場監督（ディレクター）1人、カメラマン1人、照明・音声マイク1人を1日の最小人数とすること。変更する場合は県と事前に協議を行うこと。
- ⑤メインのビデオカメラは必ず業務用カメラを使用し、映像の画質はハイビジョンデジタルデータ1,920×1,080以上で収録すること。
- ⑥スチール撮影はプロのスチール専門カメラマンが撮影し、適時、照明等の助手1人を配置すること。なお、プロのスチール専門カメラマンによる3日以上撮影以外にも、スタッフ等による記録写真を随時撮影すること。
- ⑦スチールカメラは、一眼レフ以上であること。データはA1ポスター、ホームページ、パンフレット等における画像素材としても使用可能な高い解像度であること。
- ⑧撮影前には、受託者と県による工程確認のための十分な協議を行うこと。
- ⑨適時、撮影対象に関する資料（報告書・研究書・映像）の収集、取材調査を行い、撮影・編集に取り入れること。

#### 【編集】

- ①以下の3件について、未編集の映像データをもとに、普及用映像（約30分）を編集する。
  - ・烏梅製造（国選定保存技術）・・・中西喜久 \*H29撮影済
  - ・日本刀製作技術（県指定無形文化財）・・・月山清 \*H29撮影済
  - ・日本刀製作技術（県指定無形文化財）・・・河内道雄 \*H29撮影済※別添「無形文化財・選定保存技術伝承・活用事業（編集）撮影済映像一覧」を参考のこと。
- ②編集計画を作成し、スケジュール管理、シナリオの作成を行うこと。
- ③ディレクターを1名配置すること。

④適時、撮影対象に関する資料（報告書・研究書・映像）の収集、取材調査を行い、編集に取り入れること。

(4) 委託予定金額

4,620,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を限度とする。

(5) 業務の仕様等

4の(2)により配布する無形文化財・選定保存技術伝承・活用事業業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(6) 履行期間

契約締結の日から令和2年3月24日（火）まで

## 2. 参加資格

この提案に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ②国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ③公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止期間中でないこと。
- ④公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申し立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者ではないこと。
- ⑤銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- ⑥役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- ⑦役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑧暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- ⑨役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- ⑩役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
- ⑪⑨及び⑩に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑫「国指定の重要無形民俗文化財または重要無形文化財（工芸技術）」、「都道府県指定・選択・登録の無形民俗文化財または無形文化財（工芸技術）」、「国選定の文化財保存技術」、「都道府県選定の文化財保存技術」のいずれかに該当する文化財の記録映像の作品製作（撮影・編集・DVD作成まで全て）を過去5年間（平成26年4月1

日～平成31年3月31日)に受託し、同期間内に履行を完了した実績を有する者であること。

### 3. 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 2の参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の企画提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 企画提案書等提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

### 4. 手続等

- (1) 事務局(書類の提出先及び問合せ先)

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県地域振興部文化財保存課

電話番号 0742-27-9864

ファクシミリ 0742-27-5386

電子メールアドレス [bunkaz@office.pref.nara.lg.jp](mailto:bunkaz@office.pref.nara.lg.jp)

- (2) 仕様書及び無形文化財・選定保存技術伝承・活用事業業務委託事業者募集要項(以下「募集要項」という。)の配布

令和元年7月8日(月)から同年7月30日(火)までの間に、(1)の事務局で配布するほか、奈良県地域振興部文化財保存課のホームページからダウンロードするものとする。

- (3) 参加表明書、企画提案書等の提出

募集要項に示すところによる。

- (4) 質問の受付及び回答

募集要項に示すところによる。

### 5. 受託者の選定

募集要項に示すところによる。

### 6. その他

- (1) 本業務の提案への参加に係る費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) その他については募集要項及び仕様書に示すところによる。

以上

